

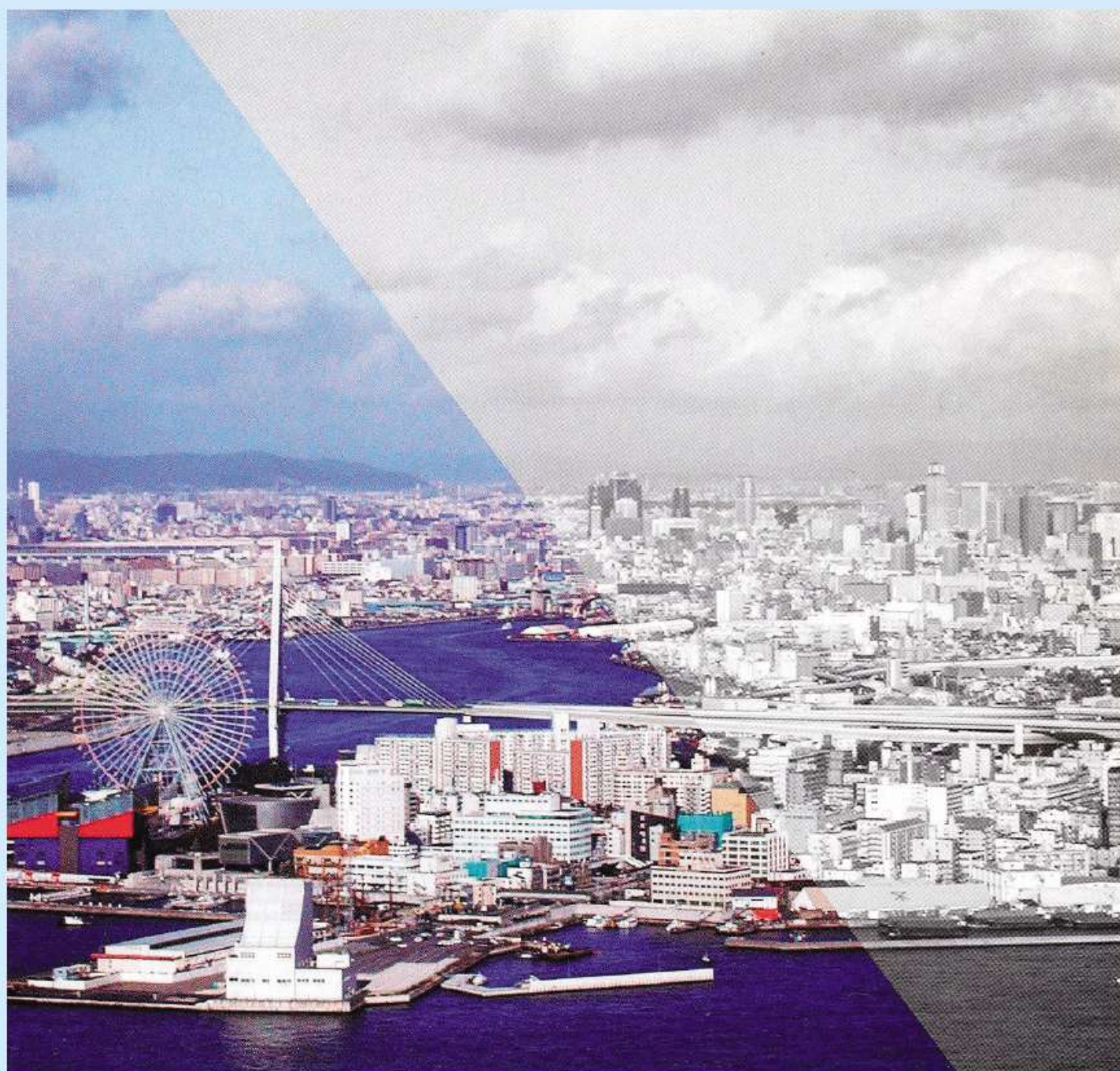
— 第Ⅱ期 —

大阪市環境基本計画

後期(平成18年度～平成22年度)

〈概要〉

～環境先進都市大阪の実現をめざして～



はじめに



私たちは、地球の大気や水など大自然の様々な恩恵を受けて暮らしています。この豊かで美しい地球を次世代に引き継いでいくためには、積極的に環境の負荷を軽減する取組みを進め、私たち一人ひとりが生活のあらゆる場面で、これまで以上に資源やエネルギーを大切にし、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を環境共生型・循環型の社会へと変革していかなければなりません。

大阪市では、平成15年2月に「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」を策定し、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保を目的として、地球環境の保全、廃棄物対策など様々な施策の推進に努め、一定の成果を挙げてきました。

最近では、平成19年2月に発表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第4次評価報告書の中で、温暖化の実態と今後の見通しを取りまとめられ、人為起源の温室効果ガスの増加が地球温暖化の原因とほぼ断定されました。こうした中、大阪市においても、地球温暖化の防止に向けてさらなる取組みを進めるとともに、ヒートアイランド現象やごみ問題など様々な環境問題の解決につながる施策を、より効果的に推進していく必要があります。

このたび、「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」に掲げる5項目の重点的な取組みの内容を取りまとめるとともに、大阪市の環境の現況と課題を踏まえて、今後の施策の具体的な内容とスケジュールを定めました。

市民や事業者の皆様方との強力なパートナーシップのもと、本計画に基づく環境施策を一層推進し、人と環境が調和し、資源が循環する社会の構築に力を注ぎ、「環境先進都市大阪」の実現をめざしてまいりますので、皆様方の積極的なご支援・ご協力をお願いいたします。

平成19年3月

大阪市長 **關 淳一**

| | |
|--|----|
| 1 環境基本計画の目的と基本事項 | 2 |
| 2 環境の現況と課題 | 5 |
| 3 環境施策の方針と体系 | 9 |
| 4 基本方針別施策 ●快適 ●地球環境 ●循環 ●協働 | 11 |
| 5 計画の進行管理 | 16 |
| 6 重点的取組 (1) 環境負荷の少ないまち (2) 花と緑と水に親しめる快適なまち (3) 脱温暖化のまち (4) 持続可能な循環型のまち (5) すべての主体が参加・協力するまち | 17 |
| 参考資料 これまでの取組みの具体的内容 | 28 |

「環境先進都市大阪」の実現

1 環境基本計画の目的と基本事項

1 計画の目的

「第Ⅱ期大阪市環境基本計画」は、平成7年度に施行した「大阪市環境基本条例」の「すべての市民は、良好な都市の環境を享受する権利とこれを未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。」という考え方を踏まえ、条例に定めた目的・基本理念の実現に向けて、条例第8条に基づき、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保を目的として、市域に

おける環境の保全及び創造に関する総合的・計画的な施策の基本となる事項を定めたものです。

この計画に基づき、市民や事業者との協働のもとに、総力を挙げて公害の防止や環境負荷の低減、地球環境の保全などの取組みや行動を積極的に推進し、「環境先進都市大阪」の実現を図っていくものとします。

「大阪市環境基本条例」の抜粋

【目的-第1条】

環境の保全と創造について、基本理念を定め、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めて、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

【定義-第2条】

・環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

・地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

・公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。）、土壌の汚染、騒音、地盤の沈下（鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

【基本理念-第3条】

- 良好な都市の環境の確保と将来の世代への継承
- 環境への負荷の少ない都市の構築
- 持続的な発展が可能な都市の構築
- 地球環境保全の推進

【施策の策定等に係る基本方針-第7条】

環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に

行わなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- (5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
- (6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
- (7) 地球環境保全に資する施策の推進

【環境基本計画の策定-第8条】

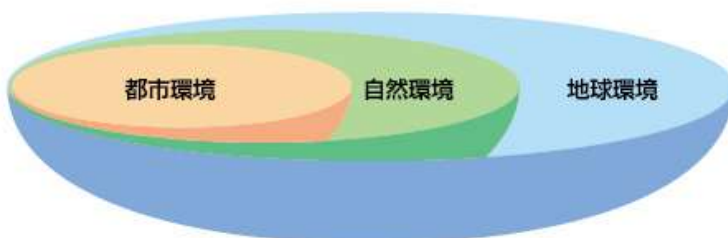
市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めるものとする。（以下略）

2 計画の基本事項

■計画の対象

計画では、条例第2条で示した「環境への負荷」「地球環境保全」「公害」の定義や第7条に規定する項目に基づき、環境の対象範囲や環境要素は、以下に示すとおりとします。

（図-1、表-1参照）



■図-1 計画の対象範囲

■表-1 環境の範囲と要素

| 環境の範囲 | 環境要素 |
|----------------------------|--|
| 都市環境 〔安全・健康〕 〔快適な都市〕 | 公害〔大気、水質、騒音、振動、土壌、地盤、悪臭〕 環境影響〔化学物質、電波、日照、風害、光害、都市気象〕 廃棄物、資源・エネルギー… 歴史的文化的遺産、都市景観 水環境、緑地・公園、環境に配慮した都市施設、オープンスペース等 |
| 自然環境 | 大気、水、土、生態系 |
| 地球環境 | 地球温暖化、オゾン層保護、酸性雨、熱帯林の保護等 |

今日の環境問題は地球規模の空間的広がりをもっています。環境の要素は相互に関連しながら、全体としての環境の範囲を形成しており、都市環境対策の推進は、自然環境や地球環境の保全につながっていきます。

■計画の基本方針

大気汚染等の都市環境の改善や快適環境づくり、地球環境の保全、循環型社会の形成など、今日的な環境上の課題に対応するために、「快適」「地球環境」「循環」「協働」を基本方針とします。また、4つの基本方針別に10項目にわたる基本的な施策と5項目の重点的取組内容を掲げています。(表-2参照)

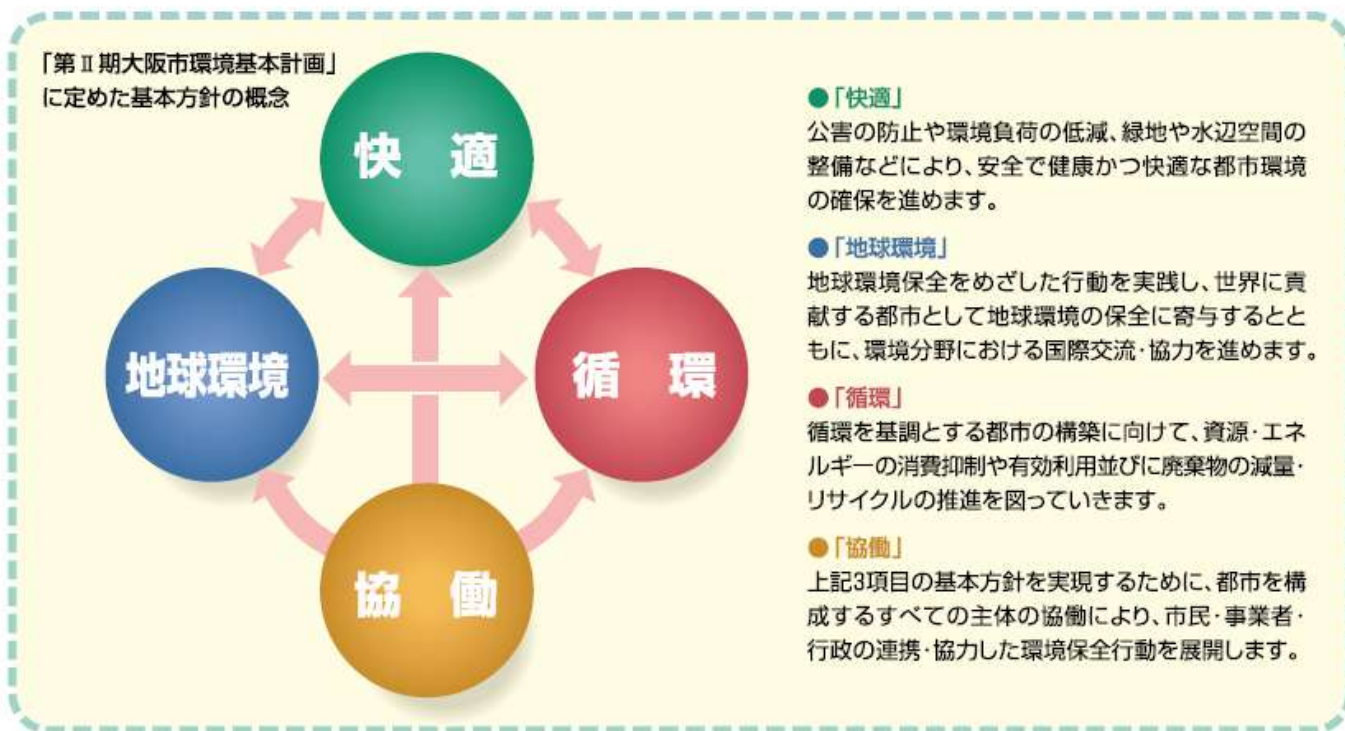


表-2 「第Ⅱ期大阪市環境基本計画」の構成

| 基本方針 | 基本方針別施策 | 重点的取組 |
|------|--|---------------------------------------|
| 快適 | 1 都市環境の保全 2 快適な都市環境の創造 | (1) 環境負荷の少ないまち (2) 花と緑と水に親しめる快適なまち |
| 地球環境 | 3 地球環境の保全 4 環境国際交流・協力 | (3) 脱温暖化のまち |
| 循環 | 5 エネルギー利用 6 資源利用 7 廃棄物対策 | (4) 持続可能な循環型のまち |
| 協働 | 8 環境コミュニケーションの推進 9 すべての主体の環境保全行動の展開 10 環境配慮の充実 | (5) すべての主体が参加協力するまち |

■計画の期間

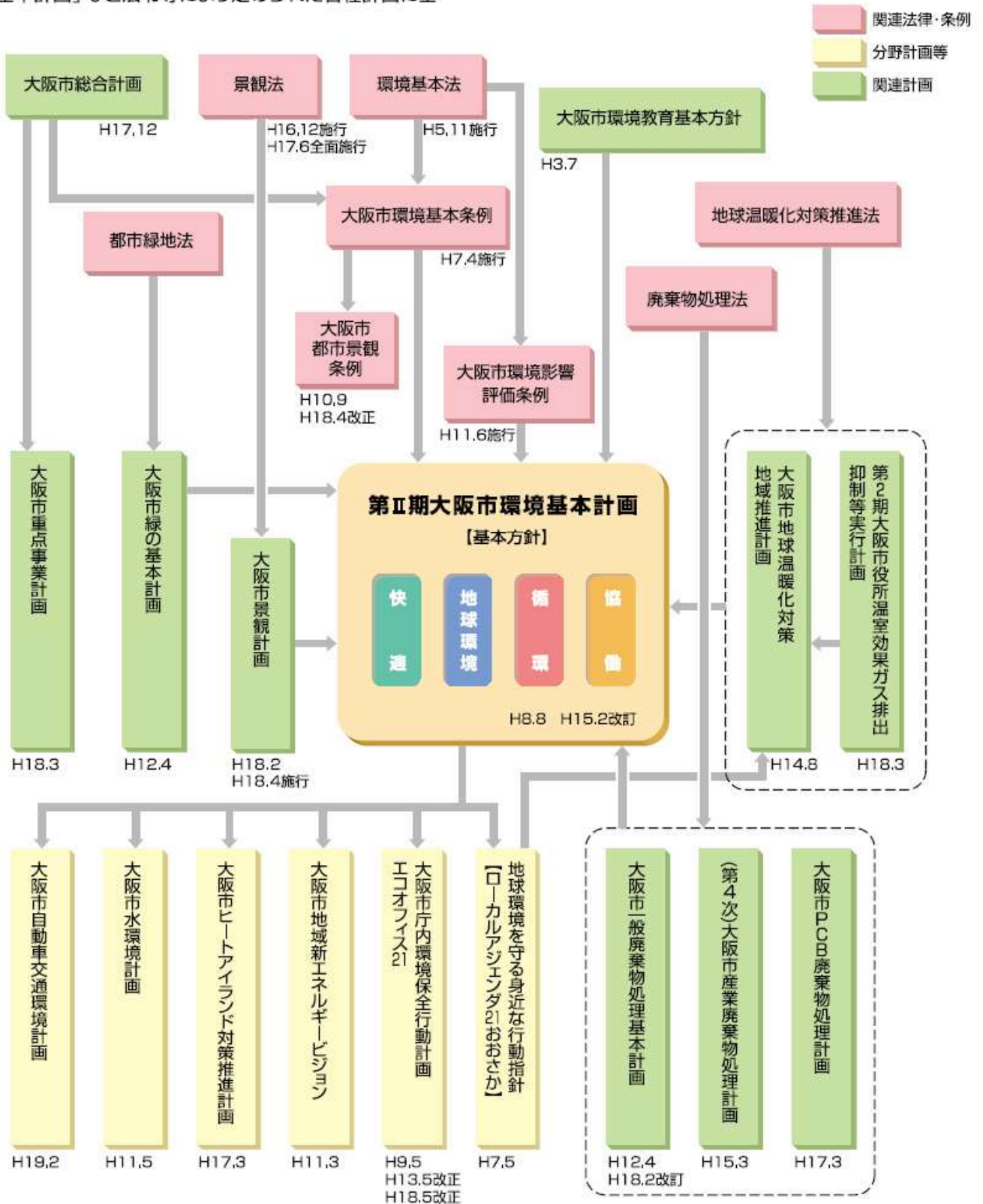
計画の期間は、平成22年度(2010年度)までとします。

■計画の位置づけ

計画は、「大阪市総合計画」の環境分野の施策を担うものとして位置づけ、関係局が一体となって、環境の保全と創造に関する総合的な施策を推進するものです。

また、「大阪市緑の基本計画」や「大阪市景観計画」、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」など法令等により定められた各種計画に基

づく取組みとの有機的な連携を図るとともに、計画の分野計画として位置づけた「大阪市自動車交通環境計画」や「大阪市水環境計画」、「大阪市地域新エネルギービジョン」などの進捗状況についても適切に把握するものです。(図-2参照)



■図-2 第Ⅱ期大阪市環境基本計画と各種計画等との関係